



報道関係者 各位

令和3年1月22日（金）

【照会先】

千葉労働局総務部総務課

総務課長 東 優

総務企画官 佐藤 幸生

（代表電話） 043 (221) 4311

（夜間電話） 043 (306) 2098

千葉労働局労災補償課職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和3年1月20日（水）、千葉労働局労働基準部労災補償課（千葉県千葉市中央区中央4-11-1。千葉第2地方合同庁舎3階。以下「労災補償課」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、1月8日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、11日（月）から発熱・倦怠感等の症状が続いたため、19日（火）にPCR検査を受検し、20日（水）に感染が確認されたものです。

労災補償課では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。